4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２―18―１　国土交通省関東地方整備局　京浜河川事務所占用調整課　電話045―503―4015

## 国家試験

### 平成30年司法試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成30年５月16日、17日、19日及び20日に施行する平成30年司法試験の試験場について、次のとおり公告する。

平成30年１月30日

司法試験委員会委員長　神田　秀樹

| （試験地） | （試験場） |
|---|---|
| 札幌市 | ＴＫＰ札幌駅カンファレンスセンター（札幌市北区北７条西２―９　ベルヴュオフィス札幌２階／３階） |
| 仙台市 | ＴＫＰ仙台カンファレンスセンター（仙台市青葉区花京院１―２―３　ソララガーデン・オフィス２階／３階／４階） |
| 東京都 | ＴＯＣ（東京都品川区西五反田７―22―17）<br>ＴＯＣ有明（東京都江東区有明３―５―７）<br>ＴＫＰ東京駅日本橋カンファレンスセンター（東京都中央区八重洲１―２―16　ＴＧビル本館・別館） |
| 名古屋市 | 愛知県体育館（名古屋市中区二の丸１―１） |
| 大阪市 | マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋２―５） |
| 広島市 | 広島県立広島産業会館　西展示館（広島市南区比治山本町16―31） |
| 福岡市 | 南近代ビル（福岡市博多区博多駅南４―２―10） |

## 公聴会

### 労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を改正する省令の草案について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十三条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

一　案件　労働基準法施行規則の一部を改正する省令

二　期日　平成三十年二月五日

三　場所　東京都港区芝公園一丁目五番三十二号　労働委員会会館

# 公　告

## 諸　事　項

### 税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年１月18日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　池田　佳弘
税理士名簿登録番号　第76048号
税理士事務所　大阪府大阪市中央区博労町４丁目６番８号博労町辰巳ビル５階

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年１月16日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　池平　　功
税理士名簿登録番号　第88719号
税理士事務所　神奈川県横浜市緑区上山３丁目７番18号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年１月18日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　伊藤　章一
税理士名簿登録番号　第75716号
税理士事務所　宮崎県延岡市大貫町５丁目1564番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年１月17日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　大野　和道
税理士名簿登録番号　第80199号
税理士事務所　埼玉県川越市通町８番地１

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年１月18日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　春日　秀典
税理士名簿登録番号　第106799号
税理士事務所　福岡県福岡市博多区東光寺町１丁目２番16―702

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年１月19日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　木村　守孝
税理士名簿登録番号　第85264号
税理士事務所　広島県広島市佐伯区藤垂園３番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年１月16日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　木村　隆一
税理士名簿登録番号　第46417号
税理士事務所　北海道札幌市中央区北１条西20丁目１番20号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年１月19日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　栗山　貴志
税理士名簿登録番号　第108415号
税理士事務所　東京都港区新橋６丁目５番４号ＤＩＫマンション325号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年１月19日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　黒木　　穣
税理士名簿登録番号　第85342号
税理士事務所　宮崎県宮崎市旭１丁目６番15号ＴＤビル95

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年１月16日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　香西　　博
税理士名簿登録番号　第98176号
税理士事務所　徳島県徳島市中洲町１丁目８番地の６中洲Ｙ・Ｉビル４Ｆ

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年１月16日から税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年１月30日　財務大臣　麻生　太郎　記

税理士　小林　秀一
税理士名簿登録番号　第112597号
税理士事務所　群馬県佐波郡玉村町大字下新田514番地